

【談話】

「慰安婦」問題などの靱井NHK会長の暴言に断固抗議し、
会長の辞任を求めます

2014年2月5日
全日本教職員組合書記長 今谷賢二

1月25日、靱井勝人NHK会長は、就任会見において「(『慰安婦』は) 戦争地域では、どこの国にもあった」などと発言しました。女性の人権、人間の尊厳そのものを踏みにじる「慰安婦」制度が「どこの国にもあった」などとする暴言は、公共放送であるNHKを代表する会長の発言として、到底許されるものではありません。

旧日本軍「慰安婦」問題は、第二次世界大戦時の日本軍による女性の人権侵害として、日本が解決を迫られている問題です。日本政府は、国連人権委員会や国連人権規約委員会、ILO、国連女性差別撤廃委員会から再三「慰安婦」問題の解決を促す勧告を受けています。靱井氏の「補償について、韓国とは、日韓基本条約で解決している」との発言は、「慰安婦」問題の最終解決を強く求める国際的な勧告への真っ向からの挑戦であり、公共放送であるNHK会長としての資質が問われるものです。

放送法第1条は「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保する」としています。「慰安婦」問題に関わる暴言とともに、「政府が右ということは左というわけにはいかない」などの靱井氏の発言は、放送法の理念を否定するものです。同会見で靱井氏は、「放送法の順守」を繰り返して述べていますが、自らの姿勢そのものを根本からたすべきです。

全教は、放送法に真っ向から反し、公共放送の責任者としての資格と資質が問われる人物が、NHKの会長であることを到底容認することはできません。靱井勝人氏の暴言に対して断固抗議し、ただちにNHK会長を辞任するよう求めます。

靱井会長は、昨年12月にNHK経営委員会で選任されました。経営委員会のメンバーである百田尚樹氏は「南京大虐殺はなかった」と発言、長谷川美千子氏は暴力行為を礼賛する主張をし、社会的に大きな問題となっています。安倍政権は、靱井氏の発言と同様に経営委員の発言も「個人的に行ったこと」としていますが、こうした経営委員を任命した安倍政権の責任が、鋭く問われています。

現在、メディアが子どもたちの成長・発達に与える影響は大きいものがあり、放送法第1条の謳う「放送の不偏不党」「表現の自由の確保」「健全な民主主義の発達」の意味は、ますます大きくなっています。全教は、こうした原則が貫かれるよう、憲法と子どもの権利条約をいかすとりくみに引き続き全力をあげる決意です。

以 上